

調  
546

開発許可を受けた者の住所及び氏名		島根県松江市本庄町30番地 有限会社 山陰アグリ 取締役 三代 包明		地位の承継	承継人の住所及び氏名	
開発許可番号		平成 8 年 4 月 15 日 3-2 第 1 号		承認(受理)年月日	平成 年 月 日	承継の 原因
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市石井字宗正寺沖				備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等  2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による許可を受けた後でなければ着手してはならない。 (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、早急に、工事完了届を提出して、検査を受けること。 (3) この許可は、店舗(肥料販売)の建築を目的とする開発行為を認めるものであり、みだりにその他の用に供してはならない。 (4) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに県に届出を行う必要がある。
	開発区域の面積	2,996.71 m <sup>2</sup>	工区別面積			
	予定建築物	肥料販売店舗 (自己用)・(自己用以外)				
	法第41条第1項の規定による制限の内容					
変更許可	年月日	変更の内容				
完了検査	工区名	検査年月日	完了公告年月日・番号			
		平成8年9月19日	平成8年10月18日 鳥取県告示第716号			